

原則1 (基盤整備を必要とする人々とそのニーズを把握する)

* 平成21年7月～12月にかけて町内全戸調査を実施した。

調査名	内容	対象者(回収率)
福祉介護調査	在宅生活における不安点、楽しみや生きがい、福祉に関する要望等について	・65歳以上独居世帯 ・65歳以上高齢者世帯 (90.5%)
健康実態調査	喫煙状況、健康や介護予防のための運動及び飲酒の習慣	・20歳以上の者 (89.0%)



- (1) ニーズ把握と訪問対象者選定の参考にした。
- (2) 今後の寝たきり予防（健康づくり）事業に活用。

原則2 (基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制)

- ①ゾーン設定 → 町を一つのゾーンに設定。
- ②安心生活支援センターを設置し、専任職員として主任(保健師)を配置した。(10月)
- ③別紙の要領で当初の訪問対象者を選定した。(12月)
- ④もれない仕組み作りのため、安心ネットワークシステムを構築。(22年3月末完成予定)



(1) 介護情報、障害情報、訪問や相談を受けた情報、福祉サービスの利用状況等をシステムに一元化し、行政・社協・包括・安心生活支援センターの関係職員で情報を共有する。

(2) システムを活用し、気になる人を早期発見する。

(3) 民生委員と連携して、気になる人の情報更新を行なう。

原則3 (それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む)

自主財源	内容	対象者
ふるさと納税制度の活用	ふるさと納税制度の中の項目に掲げてもらうように財政主管課と協議済	町外住民、特に本町にゆかりのある者に重点的にアピールしていきたい。
地域福祉基金	従来まで利子活用で運用してきたが、元金活用も視野に入れて今後検討する。(財政主管課と協議済)	
賛助金、寄付金	事業趣旨をアピールし、賛助金や寄付金を募る。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内住民 ・町外住民(町出身者や訪問対象者の親族等)
利用料	有料訪問や買い物支援等の利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・有料訪問の対象者 ・対象者の町外に居住の子等(親族)